

中小企業技能継承支援事業業務委託に係る企画提案 募集要項

県内の中小企業を対象に、技能継承の取組を周知できるよう技能継承の事例発表及び意見交換会を開催するとともに、現場レベルでの技能継承を強力に推し進めるための伴走型の支援を実施することにより、中小企業における技能継承を支援する。

1 業務名

中小企業技能継承支援事業委託業務

2 提案内容について

別添「中小企業技能継承支援事業 業務委託仕様書」のとおり

3 契約条件について

(1) 契約の形態

委託契約

(2) 契約期間

契約締結日から2025年3月7日（金）まで

(3) 契約金額限度額

上限2,277,847円（消費税及び地方消費税込み）

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納めていただきます。

ただし、愛知県財務規則第129条の3に該当する場合は、全額免除とします。

(5) 委託費の支払条件

業務完了検査合格後に精算払いとします。

(6) その他

企画提案に基づく経費積算金額は契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めません。なお、提案内容等を勘案して契約額を決定するため、積算金額と同じになるとは限りません。

4 応募資格

応募資格者は、法人その他の団体とし、次の要件を全て満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 過去5年間において、企業の技能継承に関する取組の実績があること。

(3) 企画提案書の提出時において、愛知県から「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止処分を受けていないこと。

(4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

5 応募に関する要件

応募者は、「業務委託仕様書」を踏まえ、以下により企画提案書を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式1）
- イ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（別紙1）
※申告内容に応じ、必要となる添付書類の写しを添付
- ウ 経費積算書（任意様式）
- エ 提案者の概要が分かる資料（定款、会社パンフレット、会員名簿等）
- オ 直近2か年の決算報告書
- カ 過去5年間に実施した類似事業の実績等がわかるもの（別紙2）
- キ 納税証明書（国税、県税、市町村税）

(2) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

※上記（1）イ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書、オ 直近2か年の決算報告書は正本にのみ添付。

(3) 提出期限

2024年5月7日（火）午後5時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送により指定の提出先あてに御提出ください。

御持参いただく場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

(5) 企画提案書作成上の注意

- ・提出書類は、A4判縦型、横書きを基本として作成してください。（A3判を使用する場合は、三つ折りにしてください。）
- ・提出された企画提案書は返却しません。

(6) 応募に関する問合せ

事業に関する問合せを電子メールで2024年4月26日（金）午後5時まで受け付けます。

- ・件名は「中小企業技能継承支援事業に関する問合せ」とし、団体名・所属、担当者名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）を明記してください。
- ・回答は、問合せのあった団体あてにメールで送信するとともに、県のホームページに掲載します。なお、質問の内容が質問者固有の内容である場合は、質問者のみに回答いたします。

(7) 提出先及び問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁本庁舎2階）

愛知県労働局 産業人材育成課 技能振興グループ

【電話（ダイヤルイン）】052-954-6375

【メールアドレス】jinzai@pref.aichi.lg.jp

6 事業説明会について

応募を希望される方を対象に、企画提案の説明会を以下のとおり開催します。なお、説明会への参加は応募の必須条件ではありませんが、可能な限り出席してください。

さい。

(1) 日時

2024年4月23日(火) 午後4時から午後5時まで

(2) 場所

愛知県本庁舎 1階 労働局共用会議室
(名古屋市中区三の丸三丁目1番2号)

(3) 参加申込方法

以下により電子メールで申し込んでください。

- ・件名は「中小企業技能継承支援事業説明会申込み」としてください。
- ・団体名、所属、出席人数、参加者名、団体所在地、連絡先(電話番号及びメールアドレス)を明記して、産業人材育成課あて送信してください。

【メールアドレス】 jinzai@pref.aichi.lg.jp

(4) 申込期限

2024年4月22日(月) 午前10時

7 企画提案の選定について

(1) 審査方法

応募者が4者以上の場合は、提出された企画提案について、県職員による書面審査を行います。書面審査により選定された企画提案書(3者)について、県が設置する選定委員会においてプレゼンテーションを行っていただいたうえで、審査を行い選定します。

プレゼンテーションの日程につきましては、別途連絡いたします。プレゼンテーションへの出席に要する費用は、応募者の負担とします。

また、審査期間中に提案の詳細等の追加資料を提出していただく場合があります。

※プレゼンテーションは一者10分程度、パソコン・プロジェクター等の電子機器の使用は不可とし、説明終了後に質疑応答を行う予定です。

(2) 審査基準

選定委員会で主に以下の項目について評価し、総合的な審査を行います。

ア 企画提案能力

- ・本事業全体の取組方針(基本方針、目標、特徴・アピールポイント等)は適切か。
- ・報告会は、効果的な内容で、適切な参加対象者となっているか。
- ・事例発表候補者は、技能継承等に関して、他企業の参考となる取組を行っているか。
- ・伴走型支援のアドバイザー候補者は、企業が抱える課題に専門的な見地から助言を行い、きめ細やかに対応できる十分な能力や経験を有しているか。
- ・参加者を募集するための周知方法や範囲が、参加者を獲得するために効果的なものとなっているか。

イ 業務遂行能力

- ・業務実施体制及び業務責任者、その他当該業務に従事する者の役割が明らかにされ、相応の能力を有する職員が適正に配置されるなど、本事業の成果を

あげるのに十分な体制が構築されているか。

- ・事業進行スケジュールは、実施可能なスケジュールになっているか。
- ・企業の技能継承に関する取組の十分な実績があるか。

ウ 付加提案、経費見積もりの妥当性

- ・事業費積算は適正に見積もられているか。
- ・その他に本事業の実施にあたり有益と思われる追加提案があるか。

エ 社会的価値の実現に資する取組

(ア) 環境に配慮した事業活動

- ・ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステム認証を受けているか。
- ・自動車エコ事業所の認定を受けているか。

(イ) 障害者等への就業支援

- ・障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。(障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。)
- ・名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等(同一人物)を継続して3か月以上雇用しているか。
- ・障害者就労施設等からの調達実績(当該年度又は前年度)があるか。

(ウ) 男女共同参画社会の形成

- ・あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。
- ・女性の活躍促進宣言を提出しているか。
- ・えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか。

(エ) 仕事と生活の調和

- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。
- ・あいっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。
- ・くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けているか。
- ・愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。

(3) 審査結果

審査結果については、後日、全提案者に対して書面で通知します。

(4) 契約

選定委員会において選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約します。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉します。

8 その他留意事項

- (1) 企画提案に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- (2) 企画提案書提出後、応募資格に該当しないこととなった場合は、速やかに県に連絡してください。
- (3) 採用された企画提案書の内容を県と委託先とで協議・調整のうえ、事業実施内容に変更を加える場合があります。
- (4) その他詳細については、県と委託先とで調整のうえ、行うものとします。

9 スケジュール（予定）

2024年4月23日（火）	事業説明会の開催
4月26日（金）	質問受付締切
5月7日（火）	企画提案書の提出期限
5月中旬	書面審査実施
5月下旬	プレゼンテーション審査実施（選考者のみ）
5月下旬	委託先の決定、契約締結
2025年3月7日（金）	業務完了、実績報告書の提出